

野田市手話通訳者養成講座受講料等
助成金交付規則等の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和6年2月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第9号

野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則等の一部を改正
する規則

(野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則の一部改正)

第1条 野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(野田市要約筆記者養成講座受講料等助成金交付規則の一部改正)

第2条 野田市要約筆記者養成講座受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(野田市盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料等助成金交付規則の一部改正)

第3条 野田市盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料等助成金交付規則(令和3年野田市規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。